

## 渡辺胃腸科外科病院 重要事項説明書

指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供開始にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

### 1. 指定(介護予防)居宅療養管理指導を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 創生会
代表者氏名	理事長 渡辺哲夫
事業者所在地	岡山県倉敷市玉島上成 539 番地の 5
電話・F A X 番号	電話：086-525-2552 F A X：086-525-6339
法人設立年月日	1989 年 4 月 5 日

### 2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	渡辺胃腸科外科病院
介護保険指定事業所番号	3310210863
事業所所在地	岡山県倉敷市玉島上成 539 番地の 5
電話・F A X 番号	電話：086-525-2593 F A X：086-525-2662
連絡先相談担当者名	
通常の事業の実施地域	倉敷市（玉島・船穂・連島・西阿知）、 矢掛町、浅口市（金光・鴨方）

\* 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	渡辺胃腸科外科病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者」という)に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供する
運営の方針	要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な患者さま(利用者)に対して、

	その居宅に訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行う事により、療養上の質の向上を図る
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日(但し、国民の祝日及び8/14～8/15、12/30～1/3は除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(4) 事業所の職員体制

管理者	院長 渡辺 哲夫
医師	1名以上

3. 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います

また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います

※事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います

(2) (介護予防)居宅療養管理指導事業者の禁止行為

(介護予防)居宅療養管理指導事業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供する利用料について

区分	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
単一建物居住者 1 人の場合	299 単位/回	299 円	598 円	897 円
単一建物居住者 2～9 人の場合	287 単位/回	287 円	574 円	861 円
単一建物居住者 10 人以上の場合	260 単位/回	260 円	520 円	780 円

(4) 利用料のお支払い方法について

お支払い方法は、口座振替を原則とさせていただきます

請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用料、利用者負担額（介護保険を適応する場合）及びその他の費用額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</li><li>・上記に係る請求書は、利用月の翌月下旬頃に郵送いたします</li></ul>
②利用料、利用者負担額その他の費用の支払い方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・口座振替を確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されるようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）</li></ul>

\*利用料、利用者負担額およびその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延しさらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合にはサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いして頂くことがあります。

4. サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

(4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

5. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のために必要な措置を講じます。

(1) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親

族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(2) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者
-------------

院長 渡辺 哲夫
----------

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知します。

(5) 成年後見制度の利用を支援します。

(6) 苦情解決体制を整備しています。

(7) 従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 6. 成年後見人制度の活用支援

事業者は、利用者と適切な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見人制度を活用できるように支援を行います。

## 7. 秘密保持について

(1) 事業者およびその従業員は正当な理由がない限り利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。

(2) 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に容体の変化等があった場合、救急隊、親族、居宅介護支援事業所など、関係各位へ連絡します。

## 9. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

また、利用者に対する(介護予防)居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：(株)山陽保険センター 保険事務局
-------------------------

## 10. 身分証携行義務

(介護予防)居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11. サービス提供の記録

サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況、その他必要事項を記録します。またその記録は完結の日から5年間保存します。

## 12. 衛生管理等

- ① サービス提供職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 13. 非常災害対策について

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 感染症や非常災害に関する具体的な計画を立て、感染症・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。

## 14. 苦情等申立先、苦情対応の体制・処理について

### (1) 苦情対応の常設窓口

担当者	岡山県倉敷市玉島上成539番地の5 医療法人 創生会 法人事務局 事務局長
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
電話・FAX番号	電話：086-525-2552 FAX：086-525-6339
ご意見箱	病院外来待合いに設置

### (2) 苦情の対応体制

- 1) 苦情対応台帳に記載。
- 2) 苦情についての事実確認を行います。
- 3) 苦情対応方法を記載し、管理者決裁致します。
- 4) 苦情対応について関係者との連携を行います。
- 5) 苦情対応の改善について利用者に確認を行います。

6) 苦情対応は1日以内に行われることを原則と致します。

7) 苦情対応についての成果等を台帳に記録致します。

また、苦情に関して上記対応窓口以外でも下記窓口にて対応しています。

市町村（保険者）の窓口	電話番号 倉敷市 086-426-3343 浅口市 0865-44-7113 矢掛町 0866-82-1013 8:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号：086-223-8811 8:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）